

令和4年9月1日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

鹿児島市職員措置請求に係る監査の結果について（公表）

令和4年7月11日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された鹿児島市職員措置請求書に係る監査結果について、同条第5項の規定により下記のとおり公表します。

記

第1 請求人

（省略）

第2 請求の要旨（請求書原文（補正後）のまま掲載。ただし事実証明書の添付は省略）

照国神社の大鳥居は照国神社の所有物であり、鹿児島市の市道上に建てられている。鹿児島市長下鶴隆央はこの状況を把握しつつも、照国神社に道路の占有許可を取らせることなく、権原のない占有を容認している。鹿児島市は状況の改善に向けて神社側と協議を進めているとしているが、この協議は少なくとも10年以上前から行われており、現在の状況も非常に長期にわたり存在している。10年以上成果のない協議に意義がないことは明らかであり、それでもなお協議によってのみ解決を図ろうとする行為は適切な財産管理を行っているものとは言えず、実質的には現在の状況を放置しているものである。

現状、大鳥居について照国神社による市道の不法占有がなされている。また、鳥居は一義的に宗教的なものであり、その利用についても宗教的な行為による利用のみが行われているにもかかわらず、鹿児島市長下鶴隆央は不法占有を容認している。この行為は憲法89条及び憲法20条1項後段に違反する行為である。また、事実証明書にもある通り鹿児島市は過去に照国神社に対し占有許可を与えていたこともあり、判例（最大判平成22年1月20日）に比しても強い違憲状態にある。鹿児島市は、市道につき市民全体の財産と

して適正な管理を行う必要がある。それにもかかわらずこれを放置し続けていることは憲法だけでなく、地方財政法 8 条、地方自治法 138 条の 2 にも反する違法な財産管理行為である。

次に、鹿児島市はこの財産管理を怠る行為のために土地の所有権を不法に侵害されるという損害を被っている。また、その結果として鹿児島市道路占用料条例別表に掲げられる占有料の金額の損害が毎年生じている。

以上より、鹿児島市道路管理課指導係は現在の照国神社の大鳥居に関する状況を早急に適切な状態に改善すべきである。具体的には、所有権に基づく妨害排除請求権を行使し市道の占有を回復する、又大鳥居の撤去が経済的でない場合には、財産管理を怠る状況を是正するために必要な措置を講ずべきである。なお必要な措置を講ずる際には、過去照国神社が占有許可を受けていたにもかかわらず、現在不法占有を行っている事実を鑑み、大鳥居の存する土地を売却する等の措置を講ずるべきである。加えて、土地の所有権を侵害されたことから不法行為に基づく損害賠償請求権（民法 709 条）を行使し、先に挙げた損害について賠償を求めるべきである。

第 3 請求の受理

本件請求は、令和 4 年 7 月 1 1 日に提起され、受付を行った。その後、同月 1 9 日に補正書が提出された。本件請求は、地方自治法第 2 4 2 条に定める要件を具備していると認め、同月 2 2 日に提出日に遡り受理することを決定した。

第 4 監査の実施

1 監査の期間

令和 4 年 7 月 2 2 日から同年 9 月 1 日まで

2 監査対象事項

請求人は、「鹿児島市は、照国神社に道路の占有許可を取らせることなく、権原のない占有を容認している。鹿児島市は神社側と協議を進めているとしているが、10 年以上成果のない協議に意義はなく、実質的には現在の状況を放置している。」また、「鹿児島市は財産管理を怠る行為のために土地の所有権を不法に侵害され、その結果、占有料の金額の損害が毎年生じている。土地の所有権を侵害されたことから民法 7 0 9 条の不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、賠償を求めるべきである。」と主張していることから、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか、また、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当するかについてを監査対象とした。

3 監査の対象部署

建設局道路部

4 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、令和4年8月8日に請求人に陳述の機会を与えた。陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は次のとおりである。

(1) 請求人の陳述

① 怠る事実があること

事実証明につけている判例（最大判平成22年1月20日）と本件は非常に類似している状況であり、むしろ判例に比べて今回の状態は、主にその宗教目的で土地の使用が行われたという経緯があるところから、強い違憲状態にある。

判例については、憲法違反が怠る事実になるということを示しつつ、違憲状態の解消について、裁判所が釈明権を行使しなかったという、民訴法上の違法に基づいて、本件差し戻しをしている。今回は、憲法違反ということは明らかであるので、万が一、裁判を提起したとしても、こちらが提示する違憲状態の解消方法が適当なものであれば、怠る事実が存するという事は判例からも明らかなものと思われる。

② 鹿児島市道路管理課の行っている協議は形式的なもので実質的には現状放置しているものであること

2021年12月に、鹿児島市のホームページの「わたしの提言」から鹿児島市道路管理課へ本件は違憲であるということの指摘を行った。違憲状態ということは認識していて、それを解消するために、協議を重ねているところでの回答をいただいた。その後、2022年4月に同課からの依頼で対面でのやりとりを行った。その際に、担当者から、2022年5月末までには、現在の違憲状態を解消できる見通しがあるとの説明があった。その対面のやりとり以後、メールを送っても一切返信がなくなり、電話等を行って、やっと形式的な対応としてのメールが返ってくるようになり、メールの内容には一切答えることがなくなった状況である。

同課は、12月から現在に至るまで協議を行っていると回答しているが、単に照国神社側が占有許可を申請するのであれば、半年以上協議に時間がかかるということは通常はあり得ないことだと思われる。また、半年以上協議に時間がかかるとすれば、相手方がその占有許可を申請することについて納得していないというのが明らかなことであると思われる。であるとすれば、事実証明と

して添付している新聞記事で確認できるが、10年以上前から鹿児島市は協議を行っているという回答である。10年以上前から本当に協議を行っているのであるとすれば、相手方は占有許可の申請を出したがない、出すことに納得していないことはわかるはずなので、4月の時点で5月末までに解決が可能という見通しを示せることは通常ありえないと思われる。そうであれば10年以上前から行っているとする協議は、実際には形式的なもの、あるいは馴れ合い的なものであって、実際に違憲状態を解消するための協議が一切行われていなかったとすることが普通に考えられる結論である。先ほどのメールについて形式的な対応しか行わなくなったことについて、あくまで推測だが、4月に対面で面談を行って、その後、照国神社と実際に協議を開始し、そこで照国神社側が納得しないことから協議が進まないことがわかり、占有許可を取らせたくないののまま馴れ合い的な協議を続けて状況を放置しているという実態を、市民に対して隠すために形式的な返答しか行わなくなった、協議中ですという返答しか行わなくなったと考えている。

これが形式的な協議しか行っておらず、実質的には現状放置しているものであるという主張になる。

③ 解決策としては当該土地の適正価格での売却による方法しかないということ

仮に、本件を占有許可申請を照国神社側に出させるという方法で、一応の解決を図ったとすると、占有許可という制度の特性上、相手側が占有許可が切れた時点で継続の申請をしなければ、また本件と同じような違憲状態が生ずることになる。もしそうなれば、照国神社の大鳥居を撤去することは、信仰の自由の兼ね合いからも経済的な兼ね合いからも現実的ではないので、また、今回のように放置をするというのは明らかである。その度に協議を行って占有許可を出すようお願いをし続けることは経済的ではないし、住民としてもその度に住民監査を行ったり、裁判を提起することはあまりに負担が大き過ぎると考えている。

また、実際に裁判を行うとすれば、前述の判例の差し戻し後の高裁判決になるが、砂川市側と神社側が相談して違憲状態を解消したことから、原告の敗訴に終わっている。もし、今回却下されたり、今後また違憲状態が生じて住民監査が却下されて裁判を提起することになると、原告側である住民側が必ず敗訴して裁判費用を負担しなければならないことから、実際に住民の側で違憲状態を解消することは非常に困難だと思われる。先ほど協議が馴れ合い的なものである可能性が高いと述べたが、今回の監査を乗り切るために、今回だけ占有許可を出して、今後は継続の申請をしなければ大丈夫ですという助言を神社側に

行っていたとしても、何ら不自然ではない状況だと考えている。よって、今後占有許可によって本件の解決を図ったとしても違憲状態が再発するという可能性は極めて高い状況である。

従って、今回占有許可を申請してもらう方法によって違憲状態の解決を図ることは、状況の先延ばしであり一切建設的な解決方法ではない。照国神社の大鳥居を取り壊すことは前述のとおり現実的ではないので、土地を適正価格で売却するという方法によって解決を図るべきだということを主張させていただく。

5 関係職員の陳述及び弁明書の提出

令和4年8月8日に道路部関係職員から陳述を聴取した。また、市長は弁明書を提出した。

(1) 道路部の陳述

請求人の主張に対する道路部の弁明の趣旨は「本件住民監査請求の棄却を求める。」ものであり、主な説明の要旨は次のとおりである。

ア 請求の趣旨に対し、以下の点については認める。

- ・大鳥居が宗教法人照国神社（以下「神社」という。）の所有物であること、鹿児島市（以下「市」という。）の市道上に建っていること、鹿児島市長（以下「市長」という。）がその事実を把握していること、神社から道路占用許可申請がされておらず、市長も占用許可をしていないこと、市が神社と現在協議中であること、10年以上前から協議していること及び市としては協議により解決を図ろうとしていることの範囲で認める。
- ・神社から道路占用許可申請はされておらず、市は占用許可していないこと、鳥居が宗教的意義を持つこと、一般論として市に財産を適正に管理すべき義務があることは認める。
- ・「鹿児島市は過去に照国神社に対し占有許可を与えていたこともあり」の主張に対しては、同趣旨の新聞報道があったこと、市には、かつて神社から申請がなされ、占用許可し、占用料が支払われていたことがうかがわれる協議記録があること、しかし市には許可申請書又は許可証等の写し等が残されていないの範囲で認める。

イ 請求人の主張に対し、以下の点については弁明する。

- ・神社が積極的かつ作為的に市有地の占有を始めたのではなく、戦前及び戦災復興事業などの歴史的経緯により、市道に鳥居が建つに至った事案である。
- ・請求人は、所有権に基づく妨害排除請求権を行使し、市道の占有を回復すべきと主張するが、上記の歴史的経緯があること、撤去や移転をただちにし難い建造物であるこ

と等に鑑みると、明渡しを求める又は敷地を神社に売却しなければ、財産管理を怠るとは言えない。

- ・市は、鳥居について、法的裏付けのないままの占有を容認しているわけではなく、歴史的経緯に鑑みて、協議により道路占用許可申請を行わせ、道路占用料を納付させることで是正を図ろうとしているところである。
- ・以上から、財産管理を怠る行為には当たらない。

(2) 関係資料の提出

令和4年8月17日道管第537-2号「住民監査請求に基づく監査資料の提出及び質問への回答について」により提出された次の文書

- ① 鳥居敷地を含む照国神社周辺の土地について、昭和4年の鳥居建立時から昭和42年の鳥居敷地の市道認定時までの地目、所有者、道路部分については道路管理者の変遷がわかる資料
- ② 鳥居建立時の道路占用許可もしくはそれに類する制度の有無がわかる資料
- ③ 戦災復興土地区画整理事業における鳥居の取扱（移転、除却または存置等）に関する資料
- ④ 昭和42年当時の鳥居敷地を含む照国神社周辺の図面・登記簿
- ⑤ 現在の鳥居敷地を含む照国神社周辺の道路平面図

6 現地調査

令和4年8月19日に現地調査を行い、鳥居の現況や市道の管理状況等について確認した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 市道上に鳥居が建った経緯等

文久 3年(1863年) 勅命により島津家第28代当主島津斉彬公に照国大明神の神号が授けられ一社を創建

元治 元年(1864年) 鹿児島（鶴丸）城の南泉院内に社殿が竣工、照国神社と称す

明治 4 年(1871 年) 廃藩置県
 明治 22 年(1889 年) 鹿児島市制施行
 明治 23 年(1890 年) 大日本帝国憲法施行
 大正 9 年(1920 年) 旧道路法施行
 昭和 4 年(1929 年) 照国神社奉賛会が鳥居を建設寄附
 奉賛会総裁 鹿児島県知事
 〃 副総裁 鹿児島市長
 昭和 20 年(1945 年) 市内大空襲、終戦
 照国神社の社殿等は焼失したが、鳥居は残る
 昭和 21 年(1946 年) 戦災復興土地区画整理事業開始
 戦災復興院総裁名で鹿児島都市計画街路及び
 土地区画整理の都市計画決定告示
 昭和 22 年(1947 年) 日本国憲法施行
 昭和 26 年(1951 年) 宗教法人法施行
 昭和 27 年(1952 年) 新道路法施行
 昭和 41 年(1966 年) 戦災復興土地区画整理の換地処分
 昭和 42 年(1967 年)
 4 月 29 日 市道照国神社線として市道認定の告示
 5 月 26 日 承認決定議決

イ 宗教法人照国神社と市の協議に関する経緯

平成 3 年 5 月 21 日に道路占用許可申請及び道路占用料の納付について協議したが進展なし
 平成 4 年 6 回協議（2 月 24 日、11 月 5 日、11 月 16 日、11 月 17 日、11 月 18 日、11 月 20 日）
 協議の記録によれば、照国神社は平成 4 年 11 月 20 日、市に道路占用許可申請書を提出したこと、道路占用料は、当時の鹿児島市道路占用料条例により、年 10 万 2,000 円としたことが記載されているが、同申請書、許可証及び占用料の支払状況が分かるものは、確認するかぎり市には残されていない。
 平成 10 年 照国神社から平成 10 年度分の道路占用許可の申請がなされなかったため、市（道路管理課）が提出を求めたところ、神社からは、市（公園緑化課）との間で城山の境界問題が起きているので保留する、と言われた。

平成11年	照国神社から、市他1名に対し、城山公園周辺の境界問題に関し、調停申立がなされたが、不成立で終了した。
平成24年	鳥居が市道上に建っていること、道路占用許可がされていないこと、過去はされていた等の趣旨の記事が南日本新聞に掲載
平成25年	市と照国神社の境界が確定
令和4年	3回協議（5月13日、6月9日、7月26日） 照国神社と過去の経緯を踏まえ、道路占用許可について協議

ウ 照国神社線と本件鳥居について

- ・照国神社線について

所在：鹿児島市城山町9番2の一部及び照国町51番17の一部

所有者：鹿児島市

道路延長：約93.1メートル

道路幅員：約53.5メートル

(車道部分約20メートル、歩道部分左右各約16メートル)

- ・照国神社鳥居

設置位置：照国神社線の終点付近

規模：高さ約20メートル 幅約27メートル

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

(2) 監査委員の判断

ア 「鹿児島市は、照国神社に道路の占有許可を取らせることなく、権原のない占有を容認している。鹿児島市は神社側と協議を進めているとしているが、10年以上成果のない協議に意義はなく、実質的には現在の状況を放置している。」という請求人の主張が、地方自治法第242条第1項の「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのか。

照国神社誌に掲載された昭和2年6月当時の神社境内図によると、境内地内には明治40年に建設された石造の鳥居1基があったことを確認でき、本件鳥居は、その後、昭和4年に照国神社奉賛会（総裁：鹿児島県知事、副総裁：鹿児島市長）が、昭和天皇の即位礼を記念して、現在地に建設し寄附したものであると記載されている。

道路管理課によると、当時、本件鳥居の建設場所が道路として認定されていたかは不明とのことであるが、同誌には、建設現場が南泉院馬場（南泉院は照国神社創建前にあった寺院）であったとの記載があり、掲載されている写真からは鳥居前面が広場

であったことが見て取れる。また、土地の所有者については不明とのことであるが、神社境内地は官有地であったこと及び過去の登記資料では建立場所は無番地であることから、国有地であったと推定される。

次に、鹿児島市戦災復興誌によると、鹿児島市は第2次世界大戦により、市街地の93%を空襲で焼失しており、当時の写真から照国神社の社殿等も焼失しているが、本件鳥居は現在地に残っていたことが確認できる。また、同誌に掲載されている鹿児島市会協議会の議事録等から、戦災復興都市計画においては、まずは早急に幹線道路を広く確保することを優先したことが確認でき、実際に昭和21年5月には本件鳥居の建つ場所は照国神社通線として、幅員50m、延長230mの都市計画街路として都市計画決定されている。

以後、この復興計画に基づき道路の整備が行われ、昭和42年5月26日に照国神社線が市道認定されている。なお、当該道路敷地は、昭和41年2月24日土地区画整理法による換地処分により鹿児島市の所有となっている。

以上の経過から、本件鳥居は、鹿児島市道と認定される以前にすでに現在地に建っていたものであり、戦災復興事業による道路整備においては存置され、道路上に取り残されたものであると推定できる。

道路管理課によると、道路整備にあたり本件鳥居の撤去又は移転等について検討した記録や神社との交渉録等は存在せず不明とのことであるが、当初から道路上に存置することを前提に整備が進められたものと推定され、これらの歴史的な経緯を踏まえ、市道が無償で供されてきたものと考えられる。

これらの歴史的経緯に鑑みると、照国神社は積極的かつ作為的に占用を開始したのではなく、市道認定を行い市が道路管理者として管理を行うよりずっと以前から国有地と推定される当該場所に建立されたもので、鳥居が市道に取り込まれた際の市からの補償等の経緯も不明であること、戦後の戦災復興の推進が第一とされた中で、鳥居の扱いについては事実関係が不明であることなどから、照国神社が権原のない占用を行ったとは言い切れない背景がある。

請求人は「10年以上成果のない協議に意義がないことは明らかであり、協議によってのみ解決を図ろうとする行為は、適切な財産管理を行っているとは言えず、実質的には現在の状況を放置している」、また、「市道上に鳥居が建っている現状及びそれを放置し続けることは、憲法、地方財政法及び地方自治法にも違反する行為である」と主張している。

政教分離原則に関し、最高裁平成22年1月20日判決によると、「国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく、憲法89条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、

信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さない」とされ、また、「信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。」と判示されている。

これを本件についてみると、当該鳥居が市道上に無償で建っている状況は、照国神社が積極的かつ作為的に市有地の占用を始めたのではなく、戦前及び戦災復興事業などの歴史的経緯により市道に鳥居が建つに至った経緯があり、道路管理課は、現在の状況を容認しているのではなく、道路占用許可申請を行わせ、道路占用料を納付させることで解決を図ろうと協議を現在も続けている。

照国神社は、鹿児島県で最も多くの参拝者が訪れる神社であり、夏の六月灯（夜祭り）や初詣の際には照国神社線が交通規制され、本件鳥居を潜ることから、多くの市民にこれらの行事と密接に結びついて親近感を持って受け入れられているものと思われる。また、本件鳥居周辺は、鶴丸城や城山のほか西郷隆盛の銅像など鹿児島市の名所旧跡が集まり、修学旅行生をはじめ県内外の観光客が訪れ、観光パンフレットやガイドブックに本件鳥居の写真が掲載されるなど観光資源としての価値は高く評価されている。

次に、本件鳥居は、照国神社線の終点付近、道路中央に建っており、その規模から一見して照国神社の位置を見て取れるランドマーク的な存在であるが、鳥居の建つ照国神社線と神社境内地の間には、市道上之平線（幅員約11m）が丁字に横断しており、一般車両の通行があるため照国神社が本件鳥居を利用して宗教的行事を行うことはなく、一般の神社のように参拝者が鳥居の下を潜って境内に入ることもできない。また、鳥居の柱の根元部分は左右ともに直径約3.5メートルの円柱形をしており、市において、左右それぞれの柱を囲むように道路面に最大縦約22.1メートル、横約9.5メートルの導流帯（ゼブラゾーン）を設置し、車両の安全かつ円滑な走行を確保している。

以上、当該鳥居の歴史的経緯、一般的な評価、諸般の事情等に鑑みれば、憲法第89条の禁止する公の財産の利用提供に直ちに当たるものとは言い難いが、外形的な状況のみを捉えると、市道上に無償で神社の鳥居が建っている現状は、憲法違反とみられる恐れもあるところである。

そのような中、道路管理課はこの状況を決して放置しているわけではなく、これらの問題解決を図るため、神社側に道路占用許可申請を出してもらい、許可したうえで道路占用料を徴収すべく、これまで照国神社側と協議を重ねてきたものである。ま

た、地方自治法第242条の財産の管理を怠る事実とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。(昭和38年12月19日自治省通知)」とされていることから、市が道路上に建つ鳥居の歴史的経緯を踏まえながら相手方と協議により解決を図ろうとしていることは、財産の管理を違法又は不当に怠っているとはいえないものと判断する。

また、請求人は、「現在の管理の状況が地方財政法8条及び地方自治法138条の2に違反する」と主張している。請求人が何をもって地方自治法及び地方財政法に違反するとしているか、不明な点はあるが、地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定され、地方自治法第138条の2は、「普通地方公共団体の執行機関は、(中略)当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定されている。そのため、住民監査請求における財産管理の状態における「違法又は不当に財産の管理を怠る」(地方自治法第242条第1項)とは、誠実な管理執行義務等に反するような管理を指すものと考えられ、さらに、「財産の管理を怠る事実」とは、前述の自治省通知の通りである。

先に述べた通り、道路管理課は協議により解決を図ろうとしていることから、地方自治法及び地方財政法に違反するものではないと判断する。

また、請求人は「所有権に基づく妨害排除請求権の行使」「大鳥居の存する土地の売却」といった措置を講ずるべきと主張しているが、前述したこれまでの歴史的経緯、鳥居を移転することの困難性、経済性及び信教の自由の保障の観点から、鳥居の移設に妥当性はなく、また現に道路として供している土地を売却することは、道路行政の安定性、継続性の担保の観点から不可能である。

イ 「鹿児島市は財産管理を怠る行為のために土地の所有権を不法に侵害され、その結果、占有料の金額の損害が毎年生じている。土地の所有権を侵害されたことから民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、賠償を求めるべきである。」という請求人の主張が、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか、また、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当するのか。

請求人は、「財産管理を怠る行為のために土地の所有権を不法に侵害されるという損害を被っており、その結果として道路占用料条例別表に掲げられる占有料の金額の損害が毎年生じている」とし、「民法709条の損害賠償請求権を行使すべき」と主張している。

しかしながら、前述の通り、本件鳥居が市道上に建つに至った歴史的経緯等に鑑みると神社側に違法性や過失があるとは言えず、また、道路管理課は、民法第703条の不当利得返還請求として、過去10年間の道路占用料相当額を照国神社へ請求(協議)をし続けており、前述の自治省通知の見解に照らし合わせると、財産の管理を怠っているとは言えない。

なお、道路占用制度とは、道路法第32条に基づき、道路の特別使用を一般使用との調整を図って許可することである。占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用することをいい、道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

また、同法第39条の規定により、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることから、鹿児島市は道路占用料条例で道路の占用の許可を受けた者から徴収する道路の占用料の額及び方法について定めている。

それによると、当該鳥居の令和4年度の占用料は4万5,600円で、占用料は前納とし、納入通知書により指定の期限までに市に納付しなければならないことになる。

なお、許可期間は5年で、期間満了前に更新手続きをとることになる。

道路管理課は、照国神社に対して道路占用制度に基づき、協議により道路占用許可申請を行わせ、道路占用料を納付させることで是正を図ろうと現在も神社側と協議を継続中であることを確認している。よって、公金の賦課又は徴収を怠っているとは言えない。

以上のことから、本件請求には理由がなく、主文のとおり決定するが、次のとおり意見を付する。

(意見)

市は、道路を占用している鳥居の歴史的経緯等を踏まえた現状について十分に説明責任を果たし、鳥居の所有者である照国神社と協議を継続し、現状の問題解決に努められたい。